証券コード　6932
平成27年６月５日

株 主 各 位

大阪市中央区本町一丁目６番19号
株式会社 遠藤照明
代表取締役社長　遠 藤 邦 彦

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**　敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪府大阪市中央区備後町一丁目７番３号
　ＥＮＤＯ堺筋ビル　２階　会議室
　開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願い申し上げます。
3. **会議の目的事項**
　報告事項　1. 第44期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
　　2. 会計監査人及び監査役会の第44期連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役１名選任の件
　　第４号議案　監査役４名選任の件
　　第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.endo-lighting.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、１株につき25円とさせていただきたいと存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（１株につき25円）と合わせまして、１株につき50円となります。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき	金25円
配当総額	369,405,700円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成27年５月１日施行の改正会社法において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約が締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第29条 （条文省略）	（取締役の責任免除） 第29条 （現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第37条 （条文省略）	（監査役の責任免除） 第37条 （現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

海外事業にかかる体制強化を図るため取締役を１名増員いたしたく、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
きく　ち　いち　ろう 菊　池　一　郎 （昭和30年２月８日生）	昭和54年４月　松下電器産業株式会社入社 平成15年４月　同社ＰＡＶＣネットワークス社ＣＲＴテレビビジネスユニット長 平成16年10月　同社松下ホームアプライアンス社海外マーケティング本部長 平成22年４月　パナソニック株式会社アプライアンス社海外事業担当副社長 平成27年４月　当社入社海外本部顧問 現在に至る	0株

（注）1.　候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2.　菊池一郎氏は新任の取締役候補者であります。

第４号議案　監査役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（４名）が任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふじ　た　かず　お 藤　田　和　男 （昭和24年８月１日生）	昭和48年４月　東洋ゴム工業株式会社入社 平成14年４月　同社コーポレートスタッフセンター財務・経理グループゼネラルマネージャー 平成17年４月　同社財務センター長兼経理グループ長 平成19年４月　同社財務センター長兼資金グループ長 平成19年６月　同社常勤監査役 平成23年６月　当社常勤監査役 現在に至る	1,000株
2	たか　さき　ひで　お 高　崎　秀　夫 （昭和21年３月８日生）	昭和44年６月　遠藤照明器具製作所（個人経営）入社 昭和47年８月　当社常勤監査役 昭和54年２月　当社常務取締役 昭和60年４月　当社常務取締役管理本部長 平成６年４月　当社常務取締役生産本部長 平成８年６月　当社取締役生産本部副本部長兼佐野事業所長 平成11年６月　当社常勤監査役 現在に至る	136,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	さか　もと　おさむ 坂　本　　修 （昭和21年９月５日生）	昭和40年４月　株式会社第一銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成８年10月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）長田支店長 平成11年２月　同行人事部付 三起商行株式会社出向 平成13年10月　三起商行株式会社常務取締役 平成18年８月　同社常勤監査役 平成19年２月　同社監査役 中央不動産株式会社入社大阪支店副支店長 平成19年６月　当社監査役（現任） 平成19年11月　中央ビルマネジメント株式会社大阪支店長 平成22年10月　同社営業推進部長 現在に至る	0株
4	※ むら　い　じゅん 村　井　　潤 （昭和36年12月19日生）	平成５年４月　大阪弁護士会登録 平成５年４月　久保井法律事務所入所 平成９年６月　同所退所 平成９年６月　村井法律事務所開設（現任） 平成19年６月　ケイエス冷凍食品株式会社監査役 平成19年６月　大阪府信用農業協同組合連合会員外監事（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 村井法律事務所　弁護士	0株

（注）1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. ※は新任の監査役候補者であります。

3. 藤田和男氏、坂本修氏、村井潤氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。なお、藤田和男氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年、坂本修氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

・藤田和男氏は、東洋ゴム工業株式会社において長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務センター長、経理グループ長、資金グループ長並びに同社常勤監査役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。平成23年６月より当社社外監査役として就任しており、財務及び会計の面を中心とした監査の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

・坂本修氏は、株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）の出身で、同行長田支店長を務める等、長年にわたる金融機関での業務経験並びに三起商行株式会社における取締役・監査役としての経験を有し、平成19年６月より当社社外監査役として就任しており、主に財務面を中心とした監査の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

・村井潤氏は、これまで食品会社及び金融機関において社外監査役（員外監事）として経営に関与した経験があり、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、主に法務面を中心とした監査の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

5. 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不正な業務の執行が行われた事実等について

・藤田和男氏につきましては、同氏が常勤監査役として在任中の東洋ゴム工業株式会社が、「硬質ウレタン製断熱パネルの防火認定の不正取得」により、平成19年11月に国土交通省から厳重注意を受けました。同氏は、取締役会はじめ各種経営会議体で、コンプライアンスの視点にたった提言を適宜行っておりましたが、判明まで当該事実を認識しておりませんでした。判明後においては、同氏は再発防止策等の審議に参加し、法令等遵守や内部管理体制の強化について意見を述べ、同社が改修等の対応並びに原因究明と再発防止に努めていることを確認しております。

また、同社監査役を退任後に判明した同社の「自動車部品の米国独占禁止法違反」及び「建築用免震ゴムの国土交通省認定の不正取得」については、同氏が在任中に同社は当該事実を把握しておらず、同氏も同社が当該事実を開示するまで認識しておりませんでした。

6. 当社は、藤田和男氏、坂本修氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であり、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 高崎秀夫氏が監査役に選任された場合、第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は高崎秀夫氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8. 村井潤氏が監査役に選任された場合、当社は村井潤氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。
なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役中井洋恵氏に対し、在任中の労に報いるため、当社内規の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏　　名	略　　歴
中井洋恵（なかいひろえ）	平成25年６月　当社監査役 現在に至る

以　上

【メ　モ】

株主総会会場ご案内図

【会場】
大阪府大阪市中央区備後町一丁目７番３号
ＥＮＤＯ堺筋ビル　２階　会議室
電話　０６－６２６７－７０９５

【交通のご案内】
＊地下鉄 堺筋線・中央線 堺筋本町駅 出口12番 徒歩約１分

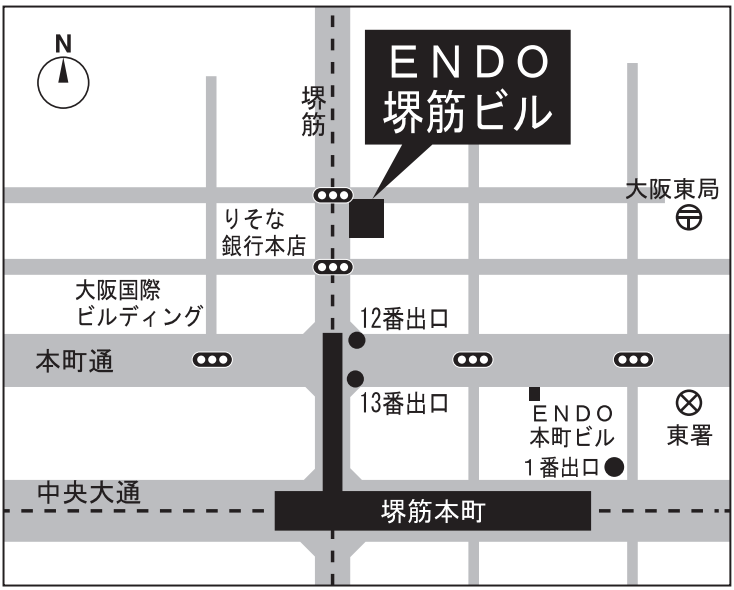

＊当会場では、駐車場のご用意ができませんので、
公共交通機関等をご利用ください。

VEGETABLE OIL INK